

住所変更手続きの延長窓口・日曜窓口を開設します

市民課(☎651-6511)

就職・就学等で引越しの多いこの時期、転入・転居・転出等の住所変更の手続きを行う窓口(延長窓口・日曜窓口)を開設します。

平日の通常業務時間(8時30分～17時15分)にお越しただけでない人は、ぜひご利用ください。

【つき】

延長窓口 3月・4月の各木曜日19時まで

日曜窓口 3月29日(日) 9時～15時

【ところ】 市民課・北部振興局福祉生活課

※当日受付できない手続きがあります。

詳しくは、市ホームページをご覧ください。

か、市民課までお問い合わせ

してください。

※手続きに関する質問は、「QAチャットボット」で「ひでよしくん」に質問してください。



▲QAチャットボット



CHA-CHAT申請 住民異動届の事前作成・発行の流れ



▲延長・日曜窓口

▲CHA-CHAT申請

24時間いつでもどこでもスマホで申請書作成
引越し手続きにはCHA-CHAT申請が便利です

○窓口での異動届の記入が不要

住所異動(転入・転居・転出)の届出書情報をご自宅や外出先で事前に入力できます。

平日や時間を問わず、いつでも住民異動届を事前で作成できるので、窓口での待ち時間が短くなります。

○必要な持ち物が確認できます

住民異動に必要な委任状や本人確認書類などが入力時に案内されるので、来庁時に必要な持ち物の漏れ防止につながります。

下のQRコードや市ホームページからアクセスできます。

ぜひご利用ください。

軽自動車の廃車手続きはお済みですか

市民課(☎651-6508)

原動機付自転車・小型特殊自動車および軽自動車等に対する軽自動車税種別割は、毎年4月1日現在で車両を所有(登録)している場合に、年税額が課税されます。

4月2日以降に廃車や名義変更をされても、月割や減額の制度がないため、その年度分の税金を納めていただくこととなりますので、ご注意ください。

【廃車の手続きが必要な場合】

- 車両を他人に譲ったとき、または売買したとき
- 故障などで車両を廃棄したとき、または解体したとき
- 車両が盗難にあったとき
- 住所が市外に変わったとき
- 所有者または使用者が亡くなったとき

【廃車の手続き先】

- 長浜市ナンバーの原動機付自転車、小型特殊自動車
税務課、北部振興局福祉生活課、各支所
- 滋賀ナンバーの普通自動車、125ccを超える2輪車
滋賀運輸支局(守山市木浜町)
(☎050-5540-2064)
- 滋賀ナンバーの軽自動車(3輪・4輪)
軽自動車検査協会滋賀事務所(守山市木浜町)
(☎050-3816-1843)

市立長浜病院職員を募集します (令和3年4月1日採用予定)

市民課(☎681-2324)

【職 種】 薬剤師

【採用予定人数】 3人

【受験資格】 次のいずれにも該当する人

○昭和60年4月2日以降に生まれた人

○薬剤師法による薬剤師の免許を有する人(令和3年7月末日までに免許取得見込みの人を含む)

○当直ができる人

【試験日】 4月23日(木)

【申込期限】 4月10日(金)※当日消印有効

【試験会場】 市立長浜病院(大戌亥町)

【申込書配布・受付窓口】

申込書は左記にあります。また、病院ホームページからダウンロードすることもできます。受験申込書を郵送で請求する場合は、封筒の表に「薬剤師職受験申込書請求」と朱書きし、返信用封筒(角2号・120円切手貼付・宛先・郵便番号明記)を同封してください。

問合せ・申込先

長浜市立病院事業職員選考委員会

(市立長浜病院総務課内)

〒526-8580 大戌亥町313

☎681-2324



▲市立長浜病院ホームページ

薬剤師奨学生を募集します

市民課(☎681-2324)

将来にわたり病院に貢献できる人材を育成するため、病院薬剤師をめざす人を経済的に支援する奨学金制度を設けています。

奨学金は、当院において薬剤師として就業されることを前提に貸与します。ご希望の人は、左記までお申し込みください。

【金 額】 月額100,000円

【対 象】 薬剤師を養成する学校に在学する最終学年の人

【定 員】 2人

【期 間】 4月～令和3年3月の1年間

【選考方法】 作文、面接試験および書類審査

【選考日】 4月23日(木)実施予定

【申込期限】 4月10日(金)※当日消印有効

【申込書配布・受付窓口】

申込書は左記にあります。また、市立長浜病院ホームページからダウンロードすることもできます。

問合せ・申込先

市立長浜病院総務課

〒526-8580 大戌亥町313

☎681-2324



▲市立長浜病院ホームページ

意見を募集します

市民課(☎651-8711)

急激な人口減少や少子・高齢化の進展等に対応する持続可能で活力ある地域社会の実現に向けて、幅広い主体の参画や多様な主体の協働を推進する新しい仕組みと体制づくりを進めています。

このたび、地域課題の解決に必要な9つの協働の仕組みづくりとその推進体制等を明記した「長浜市市民協働推進計画」の改定案をとりまとめましたので、皆さんのご意見をお聞かせください。

【募集期限】 3月25日(水)※当日必着

【閲覧場所】

市民活躍課、市政情報コーナー(本庁舎1階)、ながはま文化福祉プラザ、北部振興局、各支所、市ホームページ

【提出方法】

任意の様式に、住所、氏名、電話番号、意見を明記し、直接または郵送、ファックス、メールのいずれかで左記まで提出してください。

問合せ・提出先

〒526-8501 八幡東町632

市民活躍課(本庁舎3階)

☎651-8711 FAX 651-6571

✉ katsuyaku@city.nagahama.lg.jp



▲市ホームページ